

## タイ地域社会における「越僑」2世代の統合

— 東北部サコンナコン県の事例より —

Integration of the Second-Generation Viet Kieu into Thai Local Communities:  
A Case Study in Sakon Nakhon of Northeastern Thailand

尾 田 裕加里\*

ODA Yukari

This study focused on second-generation Viet Kieu in Sakon Nakhon who became naturalized citizens and the process of their integration into local Thai communities. The study defined integration into local communities as the implementation of a social order in which there is no unwritten ethnic discrimination. The study examined whether the Sakon Nakhon's annual "Thai<sup>(๗)</sup> Sakon, Chinese, Vietnamese New Year Festival" helped with this integration. Four second-generation Viet Kieu and one Thai<sup>(๗)</sup> Sakon were interviewed, and the results revealed that Viet Kieu donated significant financial assistance and performed volunteer work for the "Thai<sup>(๗)</sup> Sakon, Chinese, Vietnamese New Year Festival", which, in turn, helped them feel accepted by local communities in Sakon Nakhon. The study also demonstrated that any unwritten ethnic discrimination against the Viet Kieu decreased gradually until they were integrated into the local communities.

## 1. はじめに

## (1) 問題設定と研究目的

タイでは近年、冷戦期に行われた外国人<sup>1</sup>子孫に対する国籍政策の改善と国籍未取得者問題解決のための政策が進められている。具体的には、1972年革命団布告337号に起因してタイ国籍を取得できなかった人々や国民登録が無かった事に起因して無国籍状態に置かれてきた人々が、1992年に発布された1965年国籍法改正2号（1992年国籍法）7条2又は2008年に発布された1965年国籍法改正4号（2008年国籍法）23条によってタイ国籍を取得するようになってきている。そしてその結果、新たにタイ人<sup>2</sup>になった人々が増えてきてい

る〔尾田2016〕。但し、それらの人々に関する、平等かつ対等なタイ人としての国家の公的認知が、地域社会全般に直ちに行き渡るとは限らない<sup>3</sup>。実際、南部のムスリム住民については、元よりタイ国籍者であっても、「タイ人らしさ」が十分でなければ社会の中で有形無形の差別を経験する事になる」などと論じられている〔McCargo 2012: 91, 片岡 2013: 267〕。また、国の方針が上記のような外国人子孫をタイ社会へ統合する方向に向かっているととしても〔玉田 2012: 73〕、欧米の研究者間には「(統合には) 3世代・4世代にわたる長い時間が要される」との合意がある〔Vermeulen 2012: 71〕。そのため、それら欧米研究者達の論に従えば、上記のように新たにタイ人に

\*日本女子大学大学院人間社会研究科現代社会論専攻博士課程後期

なった外国人の2世代子孫（以下、2世と記す）には今後も困難な状況が続く事になる。但し、そのような欧米の事例研究で用いられている統合の評価の尺度は国ごとに異なる。また、その尺度や評価の仕方には同じ国内でも複数の指標がある〔玉田 2012: 61〕。故に、タイの地域社会では、新たにタイ人になった外国人の2世達がその地域独自の尺度や過程で統合される可能性もある。

上記のような問題設定下で行う本研究の目的は、新たにタイ人になった東北部サコンナコン県の「越僑」<sup>4</sup>の2世を取り上げて彼らの地域社会への統合について論じる事である。具体的には、2010年より同地で例年開催されてきている、(後述する) 合同旧正月<sup>5</sup>における彼らの財政的支援に焦点を当てて論じる。

本研究では、地域社会への統合とは、「地域社会において、国際移民やエスニック・マイノリティに対する差別のない状態での社会秩序が実現されてゆく過程」と定義する<sup>6</sup>。これは上記の南部のムスリム住民の事例を踏まえたものであり、特に「無形の差別」に焦点をあてたものである<sup>7</sup>。そして本研究では、「無形の差別」とは、「法制度に基づかない、社会の中の不文律などによって不公正な扱いを受ける事」と定義して論じる。

現在は世界中で国境を超えての人的移動が増加している。そのため、本研究は、移住先国で出生した2世の子供達とその移住先国の国籍を得て移住先国の地域社会に統合されてゆく様々な事例の一つとして、タイ東北部の一事例を論じている点に新規性と意義がある。

## (2) 研究対象の選定と先行研究

### 1) なぜ「越僑」2世なのか

本研究で「越僑」2世を取り上げる理由は、彼らが、欧州において統合困難とされている人々に通じる要素を有している点にある。具体的には、高等教育を受けられなかったり就業に困難があったりした点で、フランスのマグレブ系2世・3世に共通する点がある〔宮島 2009: 49-65〕。また、そもそもベトナム人は歴史的にも、サコンナコンで古くから暮らしてきているタイ人（以下、タイ・サコンと記す）にとっては外国人であり、“よそ者”である〔上東 1990: 74-79〕。それに加えて、本研究で取り上げる「越僑」2世は、長らく本国に帰還すべき者として扱われ、居住地や移動、教育、就業に制限を課されてきた〔Khachatphai 1978: 40-49〕<sup>8</sup>。そして、冷戦期・ベトナム戦争の時期には、非合法入国の外国人に対する排他的ナショナリズムの高まりと共に先述の1972年革命団布告337号の発布があり、「越僑」2世のように、父母が外国人登録証を有しない非永住外国人<sup>9</sup>である場合には既得のタイ国籍を取り消されたり、以降の出生者もタイ国籍取得不可とされたりした。更には、彼らは共産主義ベトナムのスパイとの疑いをかけられ〔The Nation March 27, 2000〕、商才に長けていた事への反感とも関連して、東北部の居住県各地で追い出しデモを行われたりもした〔Khachatphai 1978: 142-151〕。その後、1992年より国籍法改正によるタイ国籍付与が開始されたが、タイ国籍者（タイ人）になった後も2000年代末頃までは、国政はもちろん地方での被選挙権を与えられなかった<sup>10</sup>。「(彼らは) タイ社会に同化していたから国籍を付与された」とするタイ人学者の発言があるように<sup>11</sup>、「越僑」2世は上述の

“タイ人らしさ”が十分ではないなどといった特色があったわけではない。それでも彼らは、タイ国籍を得てタイ人になった後も、政治に関わる機会に恵まれず、経済的地位が上がっても地域社会の表舞台に立つ事は許されず<sup>12</sup>、サコンナコンにある何らかの組織や団体の長になる事を認められない状況に置かれてきた<sup>13</sup>。

## 2) なぜ合同旧正月と財政的支援なのか

「越僑」2世の地域社会への統合に関する本研究において合同旧正月とその財政的支援を取り上げる理由は二つある。一つ目の理由は、2010年初開催の合同旧正月を主導したのが「越僑」2世として初めてサコンナコン県の政治家になった人物である事にある。そして、二つ目の理由は、その合同旧正月を行うに当たって、「越僑」2世が当該行事への財政的支援を行ってきた事にある。この二つ目の理由は、「越僑」2世が従前より寺や公共施設への寄付や献納を熱心に行ってきたため<sup>14</sup>、彼らはその延長としてそのような財政的支援を行ったのではないかと考えられる事にも関係する。近年は、ウボンラチャタニ県の蠟燭祭りのように世界的に有名な伝統行事であっても国や地方自治体の財政支援不足の問題が取り上げられている [Aree et al. 2013: 282-283]。そのため、本研究では地方での行事開催の問題を踏まえて、合同旧正月の財政面に着目しながらその運営に関わる組織や団体の関係性を分析し、「越僑」2世の地域社会への統合について考察する。本研究は、「越僑」2世が主導した合同旧正月とそれへの財政的支援が、彼ら自身の地域社会への統合にいかなる効果を及ぼしたのかを検討するものである。

## 3) 先行研究

「越僑」についての先行研究としては、まず、その1世世代（1世）がタイに流入してきた経緯などを論じた研究 [Poole 1970]、そのタイ生まれの2世がタイ国籍を取消された背景などを論じた研究 [Khachatphai 1978] があげられる。また1988年のチャートチャーイ (Chatchai Chunhawan) 首相の「インドシナを戦場から市場へ」という政策開始後、「越僑」1世・2世の実態調査として彼らにアンケート調査を行った研究 [Samira 1991] や、1992年国籍法によって彼らの国籍問題解決が始まるまでを論じた研究 [岸本 2001] などもあげられる。それらの研究では、いわゆる「古い越僑」<sup>15</sup>についても論じられている。

そして、タンヤティップとトリン (Thanyathip Sripana and Trinh, Dieu Thin) は、特に1960年から1964年の間にタイから当時の北ベトナムへ帰還した一部の「越僑」1世・2世と、その際タイに残留した「越僑」1世・2世両方のその後を取り上げて論じている [Thanyathip Sripana and Trinh, Dieu Thin. 2005]<sup>16</sup>。当該研究は2005年の発表であるが、その著者の一人であるタンヤティップ (Thanyathip Sripana) は2004年と2006年にも同様の研究発表を単独で行っている [Thanyathip 2004, 2006]。但し、それらタンヤティップとトリンの共同研究及びタンヤティップの単独研究は、「越僑」2世の中にまだ国籍問題が解決されていない人が多々存在していた時期のものである。そのため、それらの諸研究では国籍事項が問題として論じられている。しかし、2008年以降に国籍問題は解決が進んだので、現在問題となっているのは上述の「無形の差別」である。ところが、2004年から2006年までの間の上記の諸研究では、そのような地域社

会の中の「無形の差別」について十分に論じられていない。そのため本研究は、地域社会の中の「無形の差別」と「越橋」2世の社会活動の関わりに着目して彼らの地域社会への統合のあり方について検討する。

次に、合同旧正月とその財政的支援に関する先行研究である。まず、合同旧正月については、その新規開催を主導した「越橋」2世が地方政治家になるまでの過程に関する先行研究があげられる。具体的には、地方選挙チームに有力実業家が組み込まれて行く過程を論じた研究や[遠藤2001]、集票能力のある人物が政治家に転身して行く過程を論じた研究があげられる[玉田2008:33-65]。

そして、合同旧正月の財政的支援については、華僑子孫（中国系住民）による慈善活動を論じたものが先行研究としてあげられる。その理由は、

まず、中国系住民が外国人子孫のタイ社会への統合の成功例とされている事にある。また、合同旧正月が地域住民子弟の教育や地域住民全般の娯楽となるイベントの行事であるためその開催費用負担には慈善活動的な意味合いが含まれている事もある。具体的な先行研究としては、20世紀前半には“よそ者”扱いされていた中国系住民が慈善行為や仏教の布施などを熱心に行った事で周囲のタイ人に認められたと論じる研究や[村嶋2002:36-41]、善堂を通しての慈善活動がタイ仏教のタムブンと同様であるとしてタイ社会に受け入れられ[玉置2006:89-90]、それによって中国系住民はタイ社会で認められたと論じる研究などがあげられる[中山2005]。

### (3) 研究手法及びインフォーマントについて

本研究は、先行研究や地方自治体資料などの文

表1 インタビュー調査の詳細

インフォーマント	血統など	役職等	日時	場所
サントイ氏 「越橋」2世（男性：55歳）	ベトナム	サコンナコン県 自治体副長	2016年9月22日午後	サコンナコン県 自治体の執務室
モントリー氏 （男性：44歳）	タイ・ サコン	サコンナコン市役所教育 ・宗教担当官	2016年3月29日午後 2016年9月23日午後	サコンナコン市役所の 執務室
W氏 「越橋」2世（男性：60歳）	ベトナム	ベトナム系タイ人協会 元理事	2016年3月28日夕方	本人店舗
F氏 「越橋」2世（女性：55歳）	ベトナム	飲食店経営	2016年9月21日昼頃他、 1999年8月18日以降筆者の 訪問時は毎回	本人自宅・近隣 レストランなど
R氏 「越橋」2世（女性：52歳）	ベトナム	飲食店経営	2016年3月28日昼頃他、 1999年8月18日以降筆者の 訪問時は毎回	本人店舗
F氏の父「越橋」1世 （インタビュー当時は79歳）	ベトナム	インタビュー当時は隠居	1999年8月23日午後	本人自宅
パンティブ教授		タマサート大学 法学部教授	2014年8月29日午後	タマサート大学学舎
ピタースワン氏		内務省地方行政局 中央登録署係官	2014年8月28日午後	内務省地方行政局 中央登録署の執務室

出所) 筆者作成。



市役所管轄地区に暮らすタイ国籍未取得のベトナム血統者は、1998年時点では482世帯2,325人<sup>20</sup>、市役所管轄地区中心部 (*Khet Amphoe Meuang*) には36世帯123人との記録があった。しかし、2016年現在のベトナム血統者の正確な人口を示す事はできない。それは、「越僑」1世の殆どが死去すると共にその子孫の殆どがタイ国籍者になっている事、住民登録の形式によりタイ国籍取得後の住民を血統や民族で分類して表示する事が困難な事、また、タイ・サコンとの通婚が進んでいるためベトナム血統者の定義も明確ではなくなっている事などの理由による。

一方、2010年当時の中国系住民は市役所管轄地区中心部に約300家族が暮らすとされている [サコンナコン県庁HP (文化慣習)]。しかし、それはタイ国籍者になっている者も含まれた数値であるため、人口に関してはやはり正確な数値をもって示す事はできない。但し、同地に暮らす「越僑」2世のF氏は「中国系住民の方が多い」という印象をもっていた。サコンナコンでは、そもそも中国人もベトナム人と同様に外国人であり、“よそ者”であった。サコンナコンに現在居住している中国系住民自身による情報では、彼らは1951年にコーラートから商人として20家族程が移り住み、その後1957年から1967年の間に移住者が増えた。つまり、サコンナコンへの移住時期はベトナム系住民とほぼ同時期か、又は多少遅かったのである。しかし、中国系住民は合法移民とその子孫として早くからタイ国籍を得ていたため、地域社会の中ではベトナム系住民よりも認知されていた。例えば、中国系住民は2010年以前より、天上人や祖先を祀る廟の祭礼での中国劇パフォーマンスを地域社会内で行う事を認められてきていた [サコンナ

コン県庁HP (文化慣習)、YouTube.com (中国劇祭礼)]。しかし、ベトナム系住民は、官の力で開催された2010年合同旧正月において初めて、彼らの伝統芸能のパフォーマンスを披露する事ができた。

サコンナコンには、他にも6つのタイ系少数民族 (プー・タイ、タイ・ソー、タイ・ヨー、タイ・ヨーイ、タイ・カルーン、タイ・ラオ) が暮らしている。彼らが現在のラオスなどから移り住んで来たのは19世紀以前に遡る。プー・タイ族やタイ・ソー族、タイ・カルーン族はそれぞれの慣習に基づく祭礼が例年開催され、県自治体も支援している。また、タイ・ヨー族やタイ・ヨーイ族、タイ・ラオ族についても同様にそれぞれの文化維持に対する支援が行われている [サコンナコン県庁HP (文化慣習)]。

## (2) サコンナコンの「越僑」(ベトナム系住民)

本研究で論じる「越僑」には、「古い越僑」及び「越僑」とそれぞれの子孫が含まれる。「古い越僑」は150年以上前にタイへ移住して来たベトナム人の子孫達で、タイに同化していると言われてきた [Poole 1970: 23-35]。しかし、冷戦期には「越僑」とその子孫達と共にタイ政府から警戒対象とされていた [Khachatphai 1978: 42-44]。一方、「越僑」は第2次世界大戦終結頃に、<図1: サコンナコンとその周辺>に示されるラオスのタケークやサワンナケートなどに住んでいた人々である。彼らの多くは、インドシナ返り咲きを狙うフランスからの爆撃を受けて、嵐のような砲火の下、メコン河を泳いでタイ側へと逃れてきた。また、「古い越僑」と連絡を取って爆撃に遭う以前にタイ側に逃れるなどして来た者達もいた [Poole

1970: 40-41] <sup>21</sup>。

タイへの避難当初、殆どの「越僑」は、やがては本国へ帰還する事を考えていた。しかし、1964年のベトナム戦争開始によってその見通しは立たなくなり、その間にもタイ生まれの2世が増えて行った。ところが、先述の1972年革命団布告337号が発布され、「越僑」2世はタイ国籍を失った。そのような状況下で彼らの多くはタイの初等・中等教育を十分に受ける事なく成人した。しかし、1984年のタイ国内での共産主義への勝利宣言と1988年のチャートチャーイ首相の「インドシナを戦場から市場へ」の政策、世界的な冷戦終了といった状況変化でタイ政府の政策が変わり、1992年の国籍法改正によって彼らへのタイ国籍付与が開始された [岸本 2001]。国籍付与は着々と進んだとは言いが難かったが最終的には2008年国籍法23条によって1972年革命団布告337号に起因する問題は解決が進み、2017年現在のサコンナコンではベトナム系住民の殆どがタイ国籍を保持している。彼らは現在、建設業や衣料縫製業、各種製造・販売業、金行、ホテル、食堂などを営み、その殆どは経済的地位が上昇している <sup>22</sup>。

### (3) サコンナコンの文化的行事

サコンナコンの文化的行事としては、伝統的なソクラーン、ロイクラトーン、入安居や出安居に関連する行事の他、タイ系少数民族の祭りやキリスト教会によるクリスマス行事、プラ・タート・チュン・チュム寺 (Wat Phrattat Choeng Chum Worawihan) の行事、タイ・サコンと赤十字による慈善行事、合同旧正月 (Gan Thesakan Thai Sakon Khon Chin Wietnam) などが例年行われている。そしてそれらの中で、本研究では合同旧正月を取り



写真1 「合同旧正月」の一場面

それぞれ民族衣装を着たヴェトナム系と中国系の女性がデュエットしている歌謡ショーの一場面

上げて論じる。また、合同旧正月との比較のために出安居関連行事として行われる「蜜蠟宮殿パレード」という行事についても論じる。

まず、合同旧正月であるが、それは県自治体主催の行事であり、その新規開催に最も尽力したのは、当時の（そして現在も同一の）県自治体副長である「越僑」2世のサンティ氏である。合同旧正月は、かつてベトナム系住民間で内々に行われていた彼等の伝統行事の旧正月を素地とし、2010年の初開催以来ラマ9世王服喪期間中である2017年を除いて2016年まで例年開催されてきている。合同旧正月では、祖先や仏教僧に供物を捧げる祭礼的行事が行われる他、各民族の展示物のブースが設けられて飲料の無料サービスなども行われる。また、先述のように、地域住民子弟に郷土の成り立ちなどを教える教育目的のプログラムや、プロの演者を招いての中国とベトナムの伝統芸能のパフォーマンス、そして〈写真1 合同旧正月の一場面〉のように一般地域住民が参加しての歌謡ショーなども行われる。また、初日にはベトナム系住民や中国系住民、タイ・サコンと6つのタイ

系少数民族がそれぞれの民族衣装に身を包んでのパレードが行われる他、3日間の行事期間中は随意でそれぞれの民族衣装を着用する<sup>23</sup>。

一方、「蜜蠟宮殿パレード」とは1950年代より出安居の時期に行われてきた蜜蠟細工宮殿寄進祭(Wax Castle Festival)の最終日に、集落ごとに蜜蠟細工のミニチュア宮殿を山車のように掲げて行われるパレードである。主催者はサコンナコン市役所である。蜜蠟細工の飾り物がイサーンやラオスの葬式行列飾りに由来するものであるため、2008年まではタイ・サコンと6つのタイ系少数民族がパレードに参加するのみであり、ベトナム系住民と中国系住民の参加は認められていなかった<sup>24</sup>。しかし、2008年以降、ベトナム系住民と中国系住民も「蜜蠟宮殿パレード」への参加を認められるようになった。そのために尽力したのは、当時の(そして現在も同一の)、自身が中国系住民であるサコンナコン市長であった。そして、その市長とそれを補佐する副市長や相談役なども中国系住民である。

以下では、〈表1：インタビュー調査の詳細〉に表示される人々へのインタビュー調査をもとに、初の合同旧正月開催決定までの過程と合同旧正月の例年開催を可能にした背景を明らかにし、合同旧正月の例年開催の効果と転換点にある現状についても論じる。

### 3. インタビュー調査の分析結果と考察

#### (1) 初の合同旧正月開催決定までの過程について

合同旧正月について県自治体副長のサンティ氏は、「それは2008年に今の県自治体長が就任した事で始まった、私達の成果です」と発言した。そ

のため、以下ではまず、初の合同旧正月開催に最も尽力した、県自治体副長で「越橋」2世であるサンティ氏のプロフィールと同職就任について論じる。「越橋」2世には学歴や被選挙権などに問題があったため<sup>25</sup>、サンティ氏の県自治体副長就任までの経緯にも注目される。

#### 1) サンティ氏のプロフィールと県自治体副長就任まで

「越橋」2世で初めて地方政治家になった現在55歳のサンティ氏は、元は仕立屋を営む商人であった。同氏はタイの公立学校に通い、帰宅後は毎日休む間もなく仕立屋を営む父親の手伝いをしていたという。タイの学校へ通う事ができたサンティ氏の家庭は当時の「越橋」の中では豊かな方であったのかもしれない<sup>26</sup>。しかし、当時の「越橋」子弟はたとえ中等学校6年生まで終えても卒業証書はもらえず、また、何らかの手立てで大学へ進学できたとしても彼らを雇う者はいないという状況にあった。そのため、サンティ氏は中等学校5年生で学校をやめて父と同じ仕立屋を始めた。そのように学業や就業など種々の制限を課されてきた点では、サンティ氏も他の「越橋」2世と同じであった。しかし、一点だけ他の「越橋」と異なるものがあった。それは、サンティ氏の家族が他よりも早く1987年のプレム(Prem Tinsulanon)首相時代にタイ国籍を取得できた事である。サンティ氏は、「父母は先見の明があって、種々タイ政府に貢献したのでタイ国籍取得第一号家族になれたのです」と発言した<sup>27</sup>。但し、国籍取得できたのはタイ生まれのサンティ氏と姉弟妹のみであり、タイ生まれではない父母はタイ国籍者にはなれなかった。



タイ国籍取得で車両などの動産や土地建物などの不動産所有が可能になったため、サンティ氏はそれらを購入して建設業を始めた。そして、「他よりも先にタイ国籍を取得した事で他よりも先に新事業を開始する事ができ、それによって他よりも早く成長できたのです」との発言のとおり、2000年代後半にチャイモンコン（Chaimongkhon Chayrop）氏から県自治体長選挙チームへの参加を請われた時期には、サンティ氏の事業は大きく成長していた。他にも、サンティ氏は2003年に42歳で大学へ進学して県自治体長選以前に学士を取得していた<sup>28</sup>。

建設業者としての事業が成功していたサンティ氏が2008年に政治家になった契機は、上記のように、県自治体長のチャイモンコン氏の選挙チームに加わった事である。タイ・サコンのチャイモンコン氏が「国や地域のために一緒に働きませんか」と「越僑」2世のサンティ氏を誘い、機が熟しているように思ったサンティ氏は票集めなどの選挙運動からチャイモンコン氏のために働いた。つまり、サンティ氏の県自治体副長就任は、同氏自身が選挙に出た事によるものではなく、当選した首長が補佐を指名する制度によるものであった。これは、選挙には資金力と集票能力のある人物が重要であるとして地域の実業家などがチームに取り込まれていく事を論じた先行研究を裏付けるものである〔遠藤 2001：41-52, 玉田 2008：37-51〕。

## 2) 初の合同旧正月開催決定まで

チャイモンコン氏に指名を受けて県自治体副長に就任したサンティ氏は、チャイモンコン氏と話し合った。そして、サンティ氏の意を汲んだチャイモンコン氏は、ベトナム系住民が「自分達も表

舞台に出たい」と希望している旨を当時の県知事ソムバット氏に伝えて賛同を得た。奇しくも2010年2月14日はベトナム旧正月と中国旧正月、パレンティン・デーの三つが重なるという偶然から、サンティ氏等はその日を“ベトナム系住民が表舞台に出る日”に選定した。そして、ベトナム系住民と中国系住民、タイ・サコンなどが合同で行う合同旧正月の開催決定となった。サンティ氏は筆者のインタビューに対して、次のように答えた<sup>29</sup>。

サンティ氏：私達はそれまで長らくの間“二級国民（*Phonmueang Chan Song*）の扱い”でした。政治に関わる機会に恵まれず、表舞台に出て何かをする事も許されなかった。しかし（合同旧正月という）舞台を用意されて（開催期間3日間の）毎晩そこに立った。ベトナム系住民はそのように敬意を払われた事が一度もなかったのので、県の公式行事への正式参加を非常に喜んだのです。

更に、サンティ氏は「（私は）ベトナム系住民だけを特別扱いしたかったのではない。（私のように）ベトナム系住民の中には自己犠牲をいとわない者がいる事を示したかったのです」とも発言した。サコンナコンで生まれ育ったタイ・サコンで現在サコンナコン市役所に勤務するモンتری氏は、子供の頃に周囲の大人達から、「ベトナム系住民は自分勝手な人達だ」と教えられてきたという<sup>30</sup>。これに照らし合わせると、サンティ氏には、「タイ・サコンがベトナム系住民に対して持っているよくない印象を変えたい、そうした汚名をはらしたい」という思いがあった事が理解される。

そして、サンティ氏は直ちに合同旧正月の開催計画に着手した。この速やかな計画始動が可能であった背景には、2008年当時は特定事業が地方自治体に移譲されていた時期であり、伝統文化・慣習の維持などが地方自治体に移譲された事業であった事がある [永井 2008 : 128-129, 136-147]。また、県知事が、県自治体長を経由して伝えられた「(自分達) ベトナム系住民も表舞台に出たい」とするサンティ氏の意向を受け入れた事についても、その時期・背景による事情があった。つまり、2008年当時は、2005年に法的地位と人権に関する国家安全保障会議内での合意が有り<sup>31</sup>、NGOの声が取り入れられた2008年国籍法の発布など<sup>32</sup>、基本的人権に関する思想の高まりが国の政策にも影響を及ぼすようになっていた時期であった<sup>33</sup>。そして、観光がタイの重要産業である事に照らし合わせると、その資源になり得る合同旧正月の開催を県知事が反対する理由もなかった。それは、2016年1月当時の県知事が、「3民族と6タイ系民族の合同旧正月」として観光客誘致のためのメディア宣伝を行っている事からも理解される [2016年1月8日付タイラット (Thai Rat) 記事]。

### 3) 初の合同旧正月開催決定までの過程についてのまとめ

以上の分析結果と考察からは、初の合同旧正月開催決定までの過程では、地方選挙制度と地方分権制度が整い、基本的人権に関する思想の高まりについての中央政府の政治的環境が整っていた2008年という時期が重要であった事が理解される。

### (2) 合同旧正月の例年開催を可能にした背景について

以下では、合同旧正月の例年開催を可能にした背景として、特に合同旧正月の運営における民族団体の協力・支援に関する分析と考察を行う。ここで言う民族団体とは、ベトナム系住民や中国系住民などそれぞれが民族文化の維持や他地域に暮らす同じ民族との連携、民族内外での互助活動や慈善活動などを目的に設立している複数の組織や団体の事である。

#### 1) 地方自治体間及び民族団体の協力関係

県自治体側が県知事に提案した事で開催決定した合同旧正月は、その後、市役所やそれぞれの民族団体と連携しながら計画が進められた。運営に携わる民族団体とは、具体的には、ベトナム系タイ人協会とタイ・サコン慈善財団 (*Mulanithithan Namchai Thai Sakon*) というベトナム系の2団体、サコンナコン慈善財団 (*Mettatham Mulanithi Sakon Nakhon*) という中国系の団体、善い人を育てる会 (*Chomrom Songsoem Khondi*) というタイ・サコンの団体である。そして、合同旧正月の開催にあたり、まずは、上記のサンティ氏率いる県自治体が他の自治体や上記の民族団体の代表を招いて大会議を行った。

そして、他にも県自治体と他の自治体（主にはサコンナコン市役所）或いはサコンナコン市役所と各民族団体との間でもプログラムの詳細や配分予算について話し合いが行われたが、その際、県自治体がサコンナコン市役所と協力体制を築く事に困難はなかった。それは、中国系住民にも旧正月という文化があるため、市長や副市長、相談役などが中国系住民である市役所側からの理解が得やすかったからである。これに対して、地域社会のマジョリティであるタイ・サコンの団体から

は、当初は開催計画段階での参加拒否があった。それは、旧正月は彼らの文化ではないからである。それに対しては、「イサーン人であるタイ・サコンにとっても徳を積むべき2月（*Bunboek Fa khong Chao Isan*）なので参加しましょうよ」と市役所側が説得に回った。このように開催当初は、全ての民族団体が合同旧正月に快諾参加したわけではなかった。ところが、初の合同旧正月では、ベトナム系住民や中国系住民の出し物、タイ・サコンなどの出し物の他、一般住民が参加できる歌謡ショーなどで全ての者が大いに楽しめた。そして、当初の参加拒否団体も含めて全ての民族団体が一緒に新たな行事を作り上げた事に満足感と達成感を得た事もあり、行事終了後の全体会議では初回である事による種々の問題・課題について皆で話し合い、その結果を次年度に反映する事とした。このようにして合同旧正月を例年開催する基礎ができ上がった<sup>34</sup>。

## 2) 民族団体による財政支援の実態

2010年の初開催以来、合同旧正月に各民族団体の協力が不可欠であった事は上述のとおりである。そして、そのような協体制度の中でも特に資金面に関する、サコンナコン市役所のモントリー氏の以下の発言は注目に値するものであった<sup>35</sup>。

モントリー氏：合同旧正月ではベトナム系と中国系の民族団体は自分達で予算をまかなうので（自治体からの）補助（金）を要しないのです。しかし、タイ・サコンは資金がないので補助しなければならない・・・中略・・・ベトナム系と中国系は（更に）民族団体が寄付を募って（そ

れぞれの）財団から（自治体に）援助もしてくれます。

つまり、ベトナム系と中国系は地方自治体からの予算補助を要しない事のみならず、それぞれの財団（*Mulanithi* 又は *Mulanithithan*）が自治体に対して応分以上の協力をしているのである。また、モントリー氏は以前に<sup>36</sup>、このような状況は「蜜蠟宮殿パレード」においても同様であるとの発言を行っていた。同氏は、「蜜蠟宮殿パレード」が近くなると市役所が各民族団体の代表を呼んでプログラムや費用負担について話し合うが、その際、市役所とタイ・サコンの団体はあまり費用負担できないので中国系とベトナム系の民族団体が多めに費用負担を引き受けるのだと言っていた。そして、モントリー氏は以下の発言も行っていた。

モントリー氏：タイ・サコンは（ベトナム系と中国系から）援助を受けています。（そのため）サコンナコンでは、彼ら（ベトナム系と中国系）は“頼れる篤志家（*mi khwam ari to kan, phuengphaasai kan*）”という構図（*phap*）ができています。（彼らは）そのようにして（サコンナコンで）受け入れられるようになったのです。

このような実態については、“頼れる篤志家”というよりも、ベトナム系と中国系の人々は自治体やタイ・サコンから金銭負担のみを期待されているのではないか。端的には、ベトナム系と中国系の人々は資金力がある事ゆえにタイ・サコンから受け入れられているに過ぎないのではないかという見方もできる。しかし、先述のとおり、彼ら

の「蜜蠟宮殿パレード」への参加が認められるよう尽力したのは、中国系住民であるサコンナコン市長自身であった。そのため、中国系とベトナム系の人々が応分以上の金銭負担を引き受けてまで自分達の文化ではない「蜜蠟宮殿パレード」に参加する理由は、各民族団体が持つ設立目的によるのではないかと考えられる。そして、これについてベトナム系タイ人協会の元理事であるW氏は以下のように発言した<sup>37</sup>。

W氏：ベトナム系の民族団体にはタイ・サコン慈善財団という（互助活動や慈善活動を行うための）団体があって、（そこへは）官公庁からいろいろな連絡が来るのです。火災が有ったとか（の連絡）でも同様で、（その際は）官公庁に協力します。財団のお金から援助をするのです。中国系住民がやっているもの（慈善財団）と同じです。水害や火災の被災者支援とか、身寄りのない人への棺の提供などの（慈善）活動です。これらの活動は最終的にはタイ国のためになっているのです。

つまり、合同旧正月や「蜜蠟宮殿パレード」の運営に携わっているベトナム系住民のタイ・サコン慈善財団と中国系住民のサコンナコン慈善財団<sup>38</sup>は、民族内外の互助活動や慈善活動を行う団体であった。

### 3) ベトナム系住民と中国系住民に共通する背景

先述のモントリー氏の発言からは、例年の合同旧正月と「蜜蠟宮殿パレード」では、ベトナム系

と中国系の慈善団体が応分以上の人的協力と金銭的支援をしている事が明らかになった。そして、まず合同旧正月への支援については、それが基本的にはベトナム系住民と中国系住民の伝統文化に基づくものである事が背景として考えられる。しかしその一方で、文化的に無関係な「蜜蠟宮殿パレード」においても同様に応分以上の支援が行われている背景は明らかではない。そのため、「蜜蠟宮殿パレード」については、彼らは経費負担のために市役所やタイ・サコンから利用されているのではないかと、また、ベトナム系住民と中国系住民の側も市役所とタイ・サコン側の意図を解っていないながら協力しているのではないかと疑問が生じる。それ故、中国系の市長やベトナム系・中国系の両民族団体などが、なぜそのような人的協力・金銭的援助を行うのが問われるべき事となる。

そして明らかになったのは、そのような行為が、「中国系住民は慈善行為や仏教の布施などを熱心に行ってきた事で周囲のタイ人に認められた」と論じる先行研究や [村嶋 2002 : 36-41]、「中国系住民は善堂を通して慈善援助活動を行い、それが低所得者や貧困層に反感を抱かせず信頼を得る事に繋がった」と論じる先行研究の結果と同じ構図にある事であった [中山 2005 : 168]。また、それらは「慈善活動が上座部仏教のタンブンに通じる」と論じる研究に裏打ちされた行為でもあった [玉置 2006 : 89-90]。他にも、上記のW氏の発言では、ベトナム系の団体は中国系住民による財団と同様に、役所からの連絡を受けて被災者や貧困者などへの援助活動も行っている。そのため、ベトナム系住民が中国系住民と共にそれぞれの民族団体を通して合同旧正月や「蜜蠟宮殿パレード」に

において人的協力や金銭的支援を行う事は、バンコクなどの中国系住民達が慈善活動を行って仏教的思想に基づく信頼を周囲から得てきた事と同様の行為であるとして理解される<sup>39</sup>。

#### 4) 「越僑」2世独自の背景

以上の分析・考察からは、合同旧正月などでの人的協力・金銭的支援は、ベトナム系住民と中国系住民に共通する慈善活動である事が明らかになった。ところが、タイ国籍取得以前は非永住外国人という立場に置かれてきた「越僑」2世には、合法移民として早くから認知されてきていた中国系住民とは異なる、彼ら独自の背景・事情もあった。

それは、「越僑」とその子孫達は居住地と移動に制限を課されてきていたため、彼らは何としてでもサコンナコンで、周囲のタイ・サコンや中国系住民などと上手く付き合いながら暮らしていかなければならなかった事である [Khachatphai 1978: 40-49]。そのため、彼らは寺や公共施設への寄付などで地域社会に貢献してきた [Samira 1991: 121-122]。また、彼らはかつて共産主義のスパイとして疑われたり [The Nation March 27, 2000]、「自分勝手な人達だ」などと言われたりしてきたため、タイ国籍を取得したからといって、地域社会の中での印象を急に変える事も容易ではなかった。そして、生活の基盤が既にサコンナコンにでき上がっている彼らにとっては、タイ国籍者になって居住地選択が自由になったからといって急に他所へ移住する事も困難であった。それらの事情により、彼らは、タイ国籍取得後も善き人として地域社会に貢献して周囲に認められるよう務めなければならなかった。そのため、「越

僑」2世は合同旧正月などの行事への人的協力と金銭的支援を続けた。そしてその結果、過去においては寺への寄付を行う「越僑」2世をただ「宗教に熱心な者達だ」と傍観していたタイ・サコンも、合同旧正月が例年開催されるようになった後は、“合同旧正月による楽しい時間”という恩恵を毎年直接、「越僑」2世を含むベトナム系住民から享受する立場になった。つまり、“合同旧正月による楽しい時間”という恩恵を毎年直接、「越僑」2世を含むベトナム系住民から享受するようになった事で、タイ・サコンのベトナム系住民全般に対する認識が良化したのであった。

また、「越僑」2世には、「経済的に裕福になればなるほど慈善活動を行って“よそ者”としての経済支配ではない事を示さなければならなかった」という、かつての華僑問題と同じ発想があった<sup>40</sup>。それは、「越僑」2世も華僑と同様にかつて追い出しデモを行われた事があるからである [Khachatphai 1978: 142-151]。当時15歳であった「越僑」2世のF氏はそのようなタイ・サコンの集団に自宅を取り囲まれた経験があってその光景を覚えているという<sup>41</sup>。それと同様に、他の「越僑」2世も当時のデモの様子を覚えていて、タイ・サコンから反感をかわさないよう心がけている事が考えられる。そして、中国系住民に関する先行研究において「1970年代末までは反共国家のタイで中国との関係を明示する事は華人にとって得策ではなかった」と論じられている事と同様の事柄もあった [玉置 2006: 89]。それは、公的な場でのベトナム血統の開示は上記のようにタイ・サコンの反感をかう可能性があった事である。しかし、ベトナム系住民全般が“合同旧正月による楽しい時間”のために人的協力と金銭的支援を行う人々

であると認識されるようになった事で、そのような状況もなくなった。そして現在は、最も公的とも言える国王関連行事であっても、ベトナムの民族衣装を着てベトナム血統を開示しながら参加する事が容認されるようになってきている [サコンナコン市役所フェイスブック (2016年12月4日の写真)]。

そして他にも、合同旧正月において彼らが応分以上の人的協力・金銭的支援を行う理由として考えられる事がある。それは、彼らにとって合同旧正月が、サコンナコンという地域社会においてマジョリティであるタイ・サコンから受け入れられている事を示す喜びの場、すなわち表舞台になっている事である。これについて「越僑」2世の女性R氏は以下のように発言している<sup>42</sup>。

R氏：合同旧正月はとても楽しい。アオザイを着て友人にも会える。それは「蜜蠟宮殿パレード」も同じだけどね・・・中略・・・パレードに参加できるのは、(2016年の)今は私達がタイ社会の一員になっていてタイ社会に受け入れられている事を示しているのです。かつてはまだタイ社会が(私達)ベトナム系を受け入れてくれなかったもので、そんなふうにはパレードに参加する事はできなかった。しかし、今はパレードに参加できる。

そしてR氏は、筆者の「民族衣装でのパレードは観光客を呼び込むためではないのか、あなた達は、観光のために自治体に利用されているのではないか」とする質問に対して、「観光客が来る事はサコンナコンにとって利益になる。私達が民族

衣装を着てパレードに出る事がここ(サコンナコン)のためになるのならば(私達は)嬉しい」と答えた<sup>43</sup>。このようなR氏の発言からは、彼らがタイ・サコンから受け入れられるのを待ち望んでいた事が理解されると共に、サコンナコンという町に貢献しようとする彼らの心情についても理解される。また、一般参加の歌謡ショーに出演する「越僑」2世のF氏もR氏と同様に、「『蜜蠟宮殿パレード』や合同旧正月で観光客が増える事はサコンナコンにとっても自分達にとっても良い事である」と発言した<sup>44</sup>。

以上のような、祭りの参加者個人個人の感情に関する先行研究はない。しかし、「ベトナム系住民は敬意を払われた事が一度もなかったので県の公式行事への正式参加を非常に喜んだのです」というサンティ氏の発言からは、彼らが、合同旧正月の開催をタイ・サコンに受け入れられた事と捉えて非常に喜んだ事が理解される。それは、彼らがタイ国籍取得後も「無形の差別」を受けてきた事実と照らし合わせても理解可能な事である。また、市役所のモンリー氏が『「合同旧正月」でのベトナム系住民は華やかで目立つ。中国系よりも費用を多くかけているようで、参加者も多い。』と発言している事からも<sup>45</sup>、ベトナム系住民が合同旧正月に熱心に取り組んでいる事は理解される。

##### 5) 合同旧正月の例年開催を可能にした背景のまとめ

まず、「越僑」2世を含むベトナム系住民と中国系住民に共通する背景として、両者が2010年の合同旧正月の初開催時のみならずその後も毎年、民族団体を通じて応分以上の人的協力と金銭的支援を行ってきた事がある。そして、それは彼らに

とっての慈善活動の一環であった。

また、特に「越僑」2世に関する背景もあった。それは、タイ国籍取得以前は居住地や移動に制限を課されていた彼らには、サコンナコンにおいて何と少しでもマジョリティであるタイ・サコンや中国系住民と協調して暮らして行かなければならなかった事である。そのため、彼らは寺への寄進などを行い、合同旧正月でも「古い越僑」や中国系住民と共に人的協力と金銭的支援を行っていた。そして、タイ・サコンは“合同旧正月による楽しい時間”という恩恵を毎年直接、「越僑」2世を含むベトナム系住民から享受する立場になり、その結果、タイ・サコンの、「越僑」2世を含むベトナム系住民全般に対する認識は良化した。そのようにして、ベトナム系住民全般が、合同旧正月を楽しんだ市井のタイ・サコン全般から平等の地域住民として受け入れられるようになったのである。

### (3) 合同旧正月の例年開催の効果とその転換点

#### 1) 合同旧正月の例年開催の効果

合同旧正月が7年連続で開催されてきた事でサコンナコンのベトナム系住民に生じた明確な効果は二つある。一つ目は、県自治体副長のサントイ氏が、「(合同旧正月行事が例年開催されるようになる)以前は公式の場でベトナム血統を開示する事は認められませんでした。(しかし)今は認められるようになりました」と発言している事である<sup>46</sup>。つまり、公式の場でベトナム血統の開示ができないという「無形の差別」が無くなったのである。これは、公式の場で民族衣装を着用できるようになった事にも表されている。

そして、二つ目の明確な効果もやはり「無形の

差別」に関する事柄である。それは、2010年の初の合同旧正月開催以前のベトナム系住民は、暗黙の了解のように、サコンナコンの何らかの組織や団体の長になる事を認められなかった。ところが、そのような状況は合同旧正月の例年開催を数回経た2013年に解消された。同年よりサコンナコン県産業組合(*Sapha Utsahakam Changwat Sakon Nakhon*)の長には「越僑」2世が就任し、以降も在任している。

他にも、現在は商工会議所(*Ho Kankha Changwat Sakon Nakhon*)の理事として活躍するベトナム系住民が増えた事、先述のベトナム系タイ人協会元理事のW氏やサントイ氏の姉と義兄(姉の夫)など多数が児童・家庭裁判所の調停員の役割を担うようになった事などがある。特に裁判所から仕事を委嘱されるには、清廉潔白な履歴の他に安定的な事業者である事が要される<sup>47</sup>。すなわち、ベトナム系住民が“立派な人物”である事が公的に証明される事が増えてきているのである。このような実態も、「越僑」2世を含むベトナム系住民が「無形の差別」を受けなくなってきた事の一類型と言えよう。

また、合同旧正月の開催は中国系住民に対しても効果を及ぼした。それは、サコンナコンの中国系住民は2010年以前の旧正月時には店を閉めて他県へ遊びに行っていたが、合同旧正月が開催されるようになって以降は地元で行事参加するようになった事である。

#### 2) 合同旧正月の転換点

合同旧正月の例年開催はベトナム系住民に対する「無形の差別」を解消させた他、中国系住民の主體的な旧正月行事参加という良き効果を生ん

だ。そのため、合同旧正月は変わらぬままに今後も続けられるべき事のように思われる。しかし、市役所のモンロー氏は合同旧正月について以下のように発言している<sup>48</sup>。

モンロー氏：今は立ち止まって考える時です。大切なのは中立である事。中国式やベトナム式ばかりでなく、イサーン風を加えたタイ・サコンの形でなければなりません。そのために（皆で）考えたり話し合ったりします。今はタイ・サコンによる新たなものを立ち上げる時期になっているのです。ここ（サコンナコン）は多民族がルーツとする地なのでから。

開催7年を経て転換点に達しているとの意見である。上記はタイ・サコンであるモンロー氏の発言ではあるが、「考えたり話し合ったりします」との言葉どおり、モンロー氏個人の意見ではない。

#### 4. 結論

本研究では、新たにタイ人になった東北部サコンナコン県の「越僑」2世を取り上げ、2010年より同地で例年開催されている、合同旧正月における彼らの財政支援に焦点を当てて、彼らの地域社会への統合について論じた。

まず、初の合同旧正月開催決定までの過程については、地方選挙制度と地方分権制度が整い、基本的人権に関する思想の高まりについての中央政府の政治的環境が整っていた2008年という時期が

重要であった事が明らかになった。次に、合同旧正月の例年開催を可能にした背景としては、「越僑」2世を含むベトナム系住民が中国系住民と共に応分以上の人的協力と金銭的支援を行ってきた事、それは慈善活動の一環であった事が明らかになった。

そして、合同旧正月の例年開催の効果としては、「越僑」2世を含むベトナム系住民に対する「無形の差別」が解消されて、彼らの地域社会への統合が進んだ事が明らかになった。具体的には、公式の場でのベトナム血統の開示や、地域の何らかの組織や団体の長という立場への就任が認められるようになった事がある。

但し、上記のように合同旧正月を通して進んできた「越僑」2世の統合の形は、現時点での一事例である。それは、元々サコンナコンが多民族の地であるため、合同旧正月自体も、多民族で構成された地域社会に相応しい形のものへの転換点に達しているのではないかとの意見が出ているからである。以降は合同旧正月の形態の変化や「越僑」2世の協力・支援の形にも変化がみられる可能性があるが、これについては今後の課題として残された。

#### 注：

- 1 外国人とはタイ国籍者以外の者であると定義する。
- 2 タイ人とはタイの国民携帯証を持つタイ国籍者であり、タイ国民であると定義する。
- 3 例えば、ホーチミン記念館開館式やホーチミン誕生祭がタイ・ベトナム両国政府の協力を得ている事や [Thanyathip Sripana 2013: 553-555]、先住民フェスティバルへの在タイ越僑の参加が容認されている事は [片岡 2013: 252-254]、「越僑」が既にタイ国家による公的認知を受けている事を示すものである。しかし、国家の公的認知が地域社会の人々の認知に直結する



- わけではない。
- 4 「越僑」とは、タイ在住ベトナム系住民の中でも、特に1945年から1946年の間に、フランスの爆撃を逃れてラオスからタイへ流入したベトナム血統者であると定義する。また、読者の理解を容易にする為に、タイ国籍取得後の人々についても「越僑」2世などと表記する。「越僑」はタンヤティップ (Thanyathip) が使用している文言 *Viet Kieu* 又は *Viet Kiew* の日本語訳 [Thanyathip 2004]。
  - 5 サコンナコンに古くから住んでいるタイ人 (タイ・サコン)、中国系住民、ベトナム系住民が合同で行う旧正月行事。第2節 (3) に詳述有り。
  - 6 国際社会学において「統合とは、国際移民やエスニック・マイノリティを社会に含み込んで社会秩序を実現する事」と定義されている事による [樽本 2009: 62]。
  - 7 「無形の差別」の対義語となる「有形の差別」とは、法制度下での明文化された不公正な取扱いであると定義する。例えば、タイ国籍を付与された山地民などの国民携帯証番号が他から識別可能である事は差別的であると論じられている [片岡 2013: 267, 尾田 2015: 67-74]。但し、「越僑」2世からは「国民携帯証番号の事は気にならない」という声が聴かれているため、これについては別稿に譲る。
  - 8 居住地については1949年以降計8～15県に制限され、居住地域外に出た者には罰則が与えられた [Khachatphai 1978: 40-49]。教育については、タイの初等・中等教育への参加は認められていたが卒業証書はもらえず、高等教育は居住制限地域内に通学可能な大学が無い実質的に不可能であった [Wirachai 1992: 9]。また、1940年代より外国人への職業規制があった。
  - 9 入国管理法違反の非合法入国者の他、合法的な短期滞在者も非永住外国人に含まれる。
  - 10 2008年国籍法23条で国籍取得した者は2009年に、1992年国籍法7条2で国籍付与された者は2015年1月に、それぞれ法制委員会の会議において生来的国籍者である事が明確にされた [2015年2月20日付内務省書類MT0309.1/W 3158]。これによって国政及び地方での被選挙権所持を明確にされたが、それ以前は地方選挙投票日直前に選挙管理委員会より資格なしと通知されて訴訟に至った事もある。当該訴訟では父母がタイ生まれである事によって生来的タイ国籍者であると判断されたが、1992年国籍法7条2によるタイ国籍者が生来的タイ国籍者であると判断されたわけではなかった [2009年7月22日付憲法裁判所命令17/2552 T.11/2009]。
  - 11 2014年8月29日タマサート大学学舎でのパンティップ (Phuntip K. Saisoonthorn) 教授の発言。
  - 12 2016年9月22日サコンナコン県自治体執務室でのサンティ (Santi Chayyot) 氏の発言。県自治体については注17を参照されたい。
  - 13 2016年3月29日サコンナコン市役所執務室でのモントリー (Montori Misungnoen) 氏の発言。ここで言う何らかの組織や団体は、ベトナム人の民族団体以外のものをいう。
  - 14 1980年代末に東北部居住の「越僑」1世・2世に対して行われたアンケート調査では、78.1%の者が寺や公共施設への寄付等を行っていると回答した [Samira 1991: 121-122]。
  - 15 「古い越僑」は150年程前よりタイへ移住して来ていたベトナム血統者のタイ生まれの子孫達 [Poole 1970: 23-35]。
  - 16 国際赤十字の仲介で1960年から1964年の間に数万人がベトナムへ帰還したが、ベトナム戦争開戦により、タイ側には更に数万人の「越僑」1世・2世が残された [Poole 1970: 57-70]。
  - 17 タイの地方分権制度と共に発展した県自治体は地方自治体であり、県知事や郡長などによる地方行政とは異なる役割を担う。また、県知事や郡長は中央政府から派遣されてくる一方で、地方自治体の首長は公選制である [永井 2008: 119-130]。
  - 18 ベトナム系タイ人協会は、他地域に暮らすベトナム系住民との連携窓口や国内外への広報窓口となる。伝統文化の維持活動なども行う。
  - 19 インタビュー内容は全て音声記録として保存されている。但し、1999年と2000年のインタビュー結果はノートに記録されているのみである。インタビュー結果は可能な限りインフォーマントの発言に忠実に和訳したが、読者の理解を容易にする為に、適宜インフォーマントが発音しなかった文言を適宜括弧 ( ) 内に書き込んで和文形成をしたり、タイ語のアルファベット表記を併記したりした。
  - 20 1999年8月にサコンナコン市役所で入手したデータ。市役所管轄地区中心部データも同じ。
  - 21 「越僑」のタイ入国に関しては、<表1: インタビュー調査の詳細>に表示されているサコンナコン市役所の教育・宗教担当官モントリー氏がベトナム系タイ人協会理事にインタビュー調査をして得られた情報もある。それは、「自由タイ運動参加者で当時

- のサコンナコン県選出国會議員であったティアン・シリカンが1946年3月中旬にラオス側メコン河畔に船を集めて多くのベトナム人とラオス人を安全にタイ側へと運んだ事」である。サコンナコン出身のモンロー氏は、1970年代後半に「越僑」排斥デモが行われたり、ベトナム系商店への放火が行われたりした事を覚えていた。国家公務員試験を経て現職に就任しているモンロー氏は学歴・職歴、歴史的知識などが十分であるため、本研究では同氏の調査結果も情報源として採用している。
- 22 経済的地位の高さの具体例としては、現在の市庁舎工事受注者がベトナム系の会社であり、同社の経営者はノンハン・エレガント・ホテルの経営者でもある事、県の重要産品である衣料品を県外送付する会社の経営者の殆どがベトナム系住民である事などがあげられる（2016年9月23日サコンナコン市役所執務室でのモンロー氏の発言）。
- 23 2016年9月23日サコンナコン市役所執務室でのモンロー氏の発言。
- 24 以上は2016年3月29日サコンナコン市役所執務室でのモンロー氏の発言。
- 25 1997年憲法下では地方自治体首長の補佐役には大卒程度の学歴が要された。
- 26 2016年9月21日のF氏の自宅での発言。「越僑」はタイ入国当初から各人の経済事情が異なっていた。「古い越僑」と連絡を取っていた者や1946年3月のティアン・シリカンの船に乗れた者はある程度の財産を持ち出す事ができた。しかし、そうではなかったF氏の父などは、爆撃を受けた際に着の身着のままメコン河を泳いでタイ側へと逃れるのみであった（1999年8月23日のF氏の父の自宅での発言）。
- 27 タイ政府への貢献の詳細は不明。
- 28 サンティ氏の学士取得はやがて政治の道に進むための準備であったようにも捉えられる。同氏はその後大学院修士課程も修了し、現在は仕事の傍らプラジャディポック王立研究所（King Prajadhipok's Institute）の学生として地方自治の研究を行っている。本注での記載を含めて、以上は2016年9月22日サコンナコン県自治体執務室でのサンティ氏の発言に基づく記載。
- 29 以上は2016年9月22日サコンナコン県自治体執務室でのサンティ氏の発言を筆者がまとめたもの。以下のサンティ氏の発言は、同日同場所での筆者のインタビューに対する同氏の発言。
- 30 2016年9月23日サコンナコン市役所執務室でのモンロー氏の発言。
- 31 2005年1月18日に「*Yutthasat Kanchatkan Panha Sathana lae Sithi khong Bukkkhon*（個人の法的地位と権利の問題に対処する為の戦略）」が国家安全保障會議内で合意され、その後2009年11月3日に閣議決定された[GotoKnow 510669]。GotoKnowはバンティブ教授主宰のサイト。閣議決定抄録は稿末に記載有り。
- 32 2014年8月28日内務省地方行政局中央登録署執務室でのビタースワン氏の発言。
- 33 Patarinは国家安全保障會議担当官へのインタビューで、2008年国籍法は人権思想が導入されたものであるとの調査結果を得た[Patarin 2009: 47]。
- 34 以上は2016年9月23日サコンナコン市役所執務室でのモンロー氏の発言。
- 35 以下は2016年9月23日サコンナコン市役所執務室でのモンロー氏の発言。
- 36 以下は2016年3月29日サコンナコン市役所執務室でのモンロー氏の発言。
- 37 2016年3月28日のW氏の発言。場所は本人の店舗。
- 38 中国名は泰国色軍府至徳善堂[Mettatham Mulaniithi Sakon Nakhon フェイスブック（プロフィール写真）]。
- 39 「蜜蠟宮殿パレード」に関しても、中国系住民等が慈善活動として金銭負担を申し出た事が考えられる。
- 40 ラマ6世王時代に「よそ者の華僑がタイで得た利益を国外に持ち去る」として問題視された事柄が、その後の華僑においてもあるのではないかと懸念された[村嶋 2002 : 38]。
- 41 2000年8月18日の「越僑」2世F氏の自宅での発言。
- 42 以下は2016年3月28日の「越僑」2世R氏の発言。場所は本人の店舗。
- 43 以上は2016年3月28日の「越僑」2世R氏の発言。場所は本人の店舗。
- 44 2016年9月21日のF氏の自宅での発言。
- 45 2016年3月29日サコンナコン市役所執務室でのモンロー氏の発言。
- 46 2016年9月22日サコンナコン県自治体執務室でのサンティ氏の発言。
- 47 2016年9月22日サコンナコン県自治体執務室でのサンティ氏の発言。
- 48 2016年9月23日サコンナコン市役所執務室でのモンロー氏の発言。

## [参考文献]

- Aree, Naipinit et al. 2013 "Local Community Participation in the Conserve Candle Festival, a Case Study of Ubun Ratchathani Province, Thailand." *Asian Social Science* Vol. 9 No.13: 282-288.
- 遠藤元 2001 「タイ地方都市における政治グループの支配メカニズム」『アジア経済』第42巻5号：37-63頁。
- 上東輝夫 1990 『ラオスの歴史』 同文館。
- 片岡樹 2013 「先住民か不法入国者か？ - タイ山地民をめぐる議論が映し出す新たなタイ社会像 -」『東南アジア研究』50巻2号：239-272。
- Khachatphai Burutsaphat 1978 Yuan Oppayop (越僑). Samnakphim Duangkamon Chamkat: Bangkok.
- 岸本ゆかり 2001 「タイのベトナム人 - 1992年改正国籍法と「タイ人」への道のり -」『年報タイ研究』No.1：51-67。
- McCargo, Duncan 2012 "Informal Citizens: Graduated Citizenship in Southern Thailand." In: *Ethnic and Racial Minorities in Asia*. (eds.) Michelle Ann Milner, 82-98. Routledge, London.
- 宮島喬 2009 「移民の社会的統合をめぐる問題・課題の現在」『移民の社会的統合と排除』東京大学出版会：49-65。
- 村嶋英治 2002 「タイにおける華僑・華人問題」『アジア太平洋討究』第4号：33-47。
- 永井史男 2008 「地方分権改革 - 『合理化なき近代化』の帰結 -」玉田芳史 (編), 船津鶴代 (編) 『タイ政治・行政の変革 1991-2006年』アジア経済研究所, 117-158頁。
- 中山三照 2005 「タイ華人系企業グループの寄付金による潮州系華人の慈善事業及び慈善援助活動」『日本経営倫理学会誌』第12号：167-177。
- 尾田裕加里 2015 「『国籍法の周縁部』から再びタイ人への道のり - チェンライ県メーサイ郡A村のタイ・ルーの国籍問題とID番号に関する社会的事象について -」『年報タイ研究』No.15：59-80。
- \_\_\_\_\_ 2016 「タイにおける非合法入国者子孫と無国籍者への国籍付与のための政策 - 1992年の国籍法改正と2000年以降の出生地主義適用要件緩和を中心に -」『日本女子大学大学院人間社会研究科紀要』第22号：45-62。
- Patarin Kaochan. 2009 "Thai Nationals with Dual nationality Status." M.A. Thesis submitted to the Chulalongkorn University.
- Poole, Peter A. 1970 *The Vietnamese in Thailand - A Historical Perspective -*. Cornell University Press, New York.
- Samira Chittladakn. 1991 *Kan Prameun Phonkratop khong Nayobai Yuan Oppayop*. (「越僑」に関する政策の問題評価), Bangkok: Khana Rattasat Mahawithayalai Ramkhamheng.
- 玉田芳史 2008 「選挙制度の改革」玉田芳史 (編), 船津鶴代 (編) 『タイ政治・行政の変革 1991-2006年』アジア経済研究所, 33-65頁。
- \_\_\_\_\_ 2012 「タイにおける『外国人』の統合」平成21～23年度科学研究費補助金 (基礎研究 (B) 一般) 研究成果報告書『移民外国人の社会統合問題をめぐる地域間比較研究: 「内包」と「排除」の議論を超えて』(研究代表者: 河原祐馬), 54-73頁所収。
- 玉置充子 2006 「タイ華人団体の慈善ネットワーク」『海外事情』拓殖大学海外事情研究所：87-100。
- Thanyathip Sripana. 2004 "The Vietnamese in Thailand: A Cultural Bridge in Thai-Vietnamese Relationship." *VNU Journal of Science*, SOC., SCI., Human No.3E: 49-64.
- \_\_\_\_\_ 2006 "The Light at the End of Tunnel of the Viet Kieu in Thailand." Paper draft presented in RCSD regional Seminar "Regionalization of Development: Redefining Local Culture, Space and identity in the Mekong Region" organized by Regional Center for Social Science and Sustainable Development (RCSD) 22-24 April 2006 in Luang Prabang, Lao PRD: 1-10.
- \_\_\_\_\_ 2013 "Tracing Ho Chi Minh's Sojourn in Siam." *Southeast Asian Studies* Vol.2, No.3: 527-558.
- Thanyathip Sripana and Trinh, Dieu Thin. 2005 *Viet Kieu nai Prathet Thai kap Khwamsamphan Thai-Vietnam*. (The Viet Kieu in Thailand in Thai-Vietnamese Relationship), Sathaban Esiasuksa Chulalongkorn Mahawithayalai: Bangkok.
- 樽本英樹 2009 『よくわかる国際社会学』ミネルヴァ書房。
- Vermeulen, Hans. 2012 "Segmented Assimilation and Cross-National Comparative Research on the Integration of Immigration and Their Children." Jens Schneider and Maurice Crul (eds.), *Theorising Integration and Assimilation*, Routledge, London.
- Wirachai Neubunnian. 1992 "Nayobai Kan Hai Sanchat Thai kap Chaw Yuan Oppayop Runlan. (「越僑」3世に国籍を与える政策) "Naksuksa Witthayalai Pongkhan Rat Anachakn Run Thi 34 Pracham Pi Kan Suksa Phuttasakara.

[インターネット資料・新聞、その他]

2009年7月22日付憲法裁判所命令17/2552 T.11/2009

[http://www.constitutionalcourt.or.th/index.php?option=com\\_docman&task=cat\\_view&gid=205&limit=10&order=hits&dir=DESC&Itemid=319&lang=th](http://www.constitutionalcourt.or.th/index.php?option=com_docman&task=cat_view&gid=205&limit=10&order=hits&dir=DESC&Itemid=319&lang=th)

2015年2月20日付内務省書類MT0309.1/W 3158

<http://www.bora.dopa.go.th/index.php/th/book58>

2016年1月8日タイラット記事 <https://www.thairath.co.th/content/559763>

GotoKnow 510669 <https://www.gotoknow.org/posts/510669>

Mettatham Mulanithi Sakon Nakhon フェイスブック（プロフィール写真） <https://www.facebook.com/MettaTharmMulnithiSkolnkhon/>  
サコンナコン市役所フェイスブック（2016年12月4日の写真）

<https://www.facebook.com/sakonnakhoncity.go.th/photos/pcb.1372314969455334/1372313986122099/?type=3&theater>  
サコンナコン県庁資料（県面積）

[www.sakonnakhon.go.th/dataprovince/sakon.doc](http://www.sakonnakhon.go.th/dataprovince/sakon.doc)

サコンナコン県庁HP（文化慣習） [http://www.sakonnakhon.go.th/officeprovince/sakon\\_culture.html](http://www.sakonnakhon.go.th/officeprovince/sakon_culture.html)

タイ国内務省地方行政局HP（県人口） [http://stat.dopa.go.th/stat/statnew/upstat\\_age.php](http://stat.dopa.go.th/stat/statnew/upstat_age.php)

The Nation March 27, 2000（タイの英字紙）

YouTube.com（中国劇祭礼） <https://www.youtube.com/watch?v=kIRwOUXO-70>

Yutthasat Kanchatkan Panha Sathana lae Sitthi khong Bukkkhon（閣議決定抄録）

[http://www.cabinet.soc.go.th/soc/Program2-3.jsp?top\\_serl=221845&key\\_word=&owner\\_dep=&meet\\_date\\_dd=03&meet\\_date\\_mm=11&meet\\_date\\_yyyy=2552&doc\\_id1=&doc\\_id2=&meet\\_date\\_dd2=&meet\\_date\\_mm2=&meet\\_date\\_yyyy2=](http://www.cabinet.soc.go.th/soc/Program2-3.jsp?top_serl=221845&key_word=&owner_dep=&meet_date_dd=03&meet_date_mm=11&meet_date_yyyy=2552&doc_id1=&doc_id2=&meet_date_dd2=&meet_date_mm2=&meet_date_yyyy2=)

\* 上記の URL は全て 2017年6月8日に確認済